

財務省告示第六十九号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年一月三十一日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年三月五日

財務大臣

尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の
利付国庫債 （物価連動・十年）	第六回	六十五億円	九十七円十五
"	"	十億円	九十七円十六
"	"	"	九十七円十七
"	"	八十億円	九十七円十八
"	"	百億円	九十七円二十
"	第七回	十億円	九十七円九銭
"	第九回	六十五億円	九十九円四十
"	"	二十五億円	九十九円四十
"	"	"	八十九円四十
"	第十回	二十億円	九十九円三十

合	"	"
計	"	"
四百八十億 円	五十億 円	"
	三九 錢十 九円 四十	一九 錢十 九円 四十